

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 福島県人事委員会
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

一四四五

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十五日

福島県人事委員会

委員長 笠 間 善 裕

福島県人事委員会規則第三十号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の第五項の表四キロメートル未満の項中「二、四〇〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同表四キロメートル以上六キロメートル未満の項中「三、六〇〇円」を「四、〇〇〇円」に改め、同表六キロメートル以上八キロメートル未満の項中「四、八〇〇円」を「五、三〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、七〇〇円」に改め、同表八キロメートル以上十キロメートル未満の項中「六、〇〇〇円」を「六、六〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表十キロメートル以上十二キロメートル未満の項中「七、二〇〇円」を「七、九〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「四、〇〇〇円」に改め、同表十二キロメートル以上十四キロメートル未満の項中「八、四〇〇円」を「九、二〇〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、六〇〇円」に改め、同表十四キロメー

トル以上十六キロメートル未満の項中「九、六〇〇円」を「二〇、六〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「五、三〇〇円」に改め、同表十六キロメートル以上十八キロメートル未満の項中「一〇、八〇〇円」を「一一、九〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「六、〇〇〇円」に改め、同表十八キロメートル以上二十キロメートル未満の項中「一二、〇〇〇円」を「一三、二〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、六〇〇円」に改め、同表二十キロメートル以上二十二キロメートル未満の項中「一三、二〇〇円」を「一四、五〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「七、三〇〇円」に改め、同表二十二キロメートル以上二十四キロメートル未満の項中「一四、四〇〇円」を「一五、九〇〇円」に、「七、二〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改め、同表二十四キロメートル以上二十六キロメートル未満の項中「一五、六〇〇円」を「一七、二〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、六〇〇円」に改め、同表二十六キロメートル以上二十八キロメートル未満の項中「一六、八〇〇円」を「一八、五〇〇円」に、「八、四〇〇円」を「九、三〇〇円」に改め、同表二十八キロメートル以上三十キロメートル未満の項中「一九、〇〇〇円」を「一九、八〇〇円」に、「九、〇〇〇円」を「九、九〇〇円」に改め、同表三十キロメートル以上三十二キロメートル未満の項中「一九、二〇〇円」を「二一、一〇〇円」に、「九、六〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に改め、同表三十二キロメートル以上三十四キロメートル未満の項中「二〇、四〇〇円」を「二二、五〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一一、三〇〇円」に改め、同表三十四キロメートル以上三十六キロメートル未満の項中「二一、六〇〇円」を「二三、八〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、九〇〇円」に改め、同表三十六キロメートル以上三十八キロメートル未満の項中「二二、八〇〇円」を「二五、一〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一二、六〇〇円」に改め、同表三十八キロメートル以上四十キロメートル未満の項中「二四、〇〇〇円」を「二六、四〇〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「一三、二〇〇円」に改め、同表四十キロメートル以上四十二キロメートル未満の項中「二六、六〇〇円」を「二九、三〇〇円」に、「一三、三〇〇円」を「一四、七〇〇円」に改め、同表四十二キロメートル以上四十四キロメートル未満の項中「二九、〇〇〇円」を「三一、九〇〇円」に、「一四、五〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に改め、同表四十四キロメートル以上四十六キロメートル未満の項中「三一、五〇〇円」を「三四、七〇〇円」に、「一五、八〇〇円」を「一七、四〇〇円」に改め、同表四十六キロメートル以上四十八キロメートル未満の項中「三三、七〇〇円」を「三七、一〇〇円」に、「一六、六〇〇円」を「一八、六〇〇円」に改め、同表四十八キロメートル以上五十キロメートル未満の項中「三五、四〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に、「一七、七〇〇円」を「一九、五〇〇円」に改め、同表五十キロメートル以上五十二キロメートル未満の項中「三八、一〇〇円」を「四二、〇〇〇円」に、「一九、一〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に改め、同表五十二キロメートル以上五十四キロメートル未満の項中「四〇、九〇〇円」を「四五、〇〇〇円」に、「二〇、五〇〇円」を「二二、五〇〇円」に改め、同表五十四キロメートル以上五十六キロメートル未満の項中「四三、六〇〇円」を「四八、〇〇〇円」に、「二一、八〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に改め、

同表中 八十キロメートル以上

四六、三〇〇円

二三、二〇〇

八十キロメートル以上八十五キロメートル未満	五〇、九〇〇円	二五、
八十五キロメートル以上九十キロメートル未満	五三、九〇〇円	二七、
九十キロメートル以上九十五キロメートル未満	五六、九〇〇円	二八、
九十五キロメートル以上	五九、九〇〇円	三〇、

を

五〇〇円
 〇〇〇円
 五〇〇円
 〇〇〇円

に改める。

第三十三条の六第七項第一号中「百分の百八十」を「百分の百八十五」に、「百分の二百二十」を「百分の二百二十五」に改め、同項第二号中「百分の八十五」を「百分の九十」に、「百分の百五」を「百分の百十」に改める。
 別表第一の二アの表一級の項を次のように改める。

1 級	6,700円。ただし、1号給6,628円、2号給6,678円
1 級	8,100円。ただし、1号給7,708円、2号給7,785円、3号給7,857円、4号給7,933円、5号給8,010円、6号給8,095円
2 級	8,900円。ただし、1号給8,424円、2号給8,500円、3号給8,581円、4号給8,662円、5号給8,752円、6号給8,856円

別表第一の二イの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

別表第一の二ウの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1 級	9,100円。ただし、1号給7,245円、2号給7,312円、3号給7,380円、4号給7,447円、5号給7,528円、6号給7,614円、7号給7,699円、8号給7,780円、9号給7,866円、10号給7,960円、11号給8,059円、12号給8,149円、13号給8,244円、14号給8,343円、15号給8,446円、16号給8,545円、17号給8,658円、18号給8,775円、19号給8,892円、20号給9,004円
2 級	11,200円。ただし、1号給9,297円、2号給9,373円、3号給9,454円、4号給9,531円、5号給9,616円、6号給9,693円、7号給9,769円、8号給9,846円、9号給9,922円、10号給10,008円、11号給10,089円、12号給10,174円、13号給10,246円、14号給10,336円、15号給10,426円、16号給10,516円、17号給10,597円、18号給10,719円、19号給10,840円、20号給10,966円、21号給11,088円

別表第一の二カの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1 級	8,200円。ただし、1号給7,492円、2号給7,555円、3号給7,623円、4号給7,686円、5号給7,753円、6号給7,825円、7号給7,893円、8号給7,960円、9号給8,023円、10号給8,100円、11号給8,172円
2 級	9,600円。ただし、1号給8,752円、2号給8,847円、3号給8,946円、4号給9,040円、5号給9,139円、6号給9,247円、7号給9,351円、8号給9,454円、9号給9,571円

別表第三備考以外の部分を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	
1年未満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 35,000
1年以上2年未満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 33,500
2年以上3年未満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 32,000

3年以上 4年未満	414,800	368,800	308,600	30,500
4年以上 5年未満	414,800	368,800	308,600	29,000
5年以上 6年未満	414,800	368,800	308,600	27,500
6年以上 7年未満	414,800	368,800	308,600	26,000
7年以上 8年未満	414,800	368,800	308,600	24,500
8年以上 9年未満	414,800	368,800	308,600	23,000
9年以上 10年未満	414,800	368,800	308,600	21,500
10年以上 11年未満	414,800	368,800	308,600	18,500
11年以上 12年未満	414,800	368,800	308,600	15,500
12年以上 13年未満	414,800	368,800	308,600	12,500
13年以上 14年未満	414,800	368,800	308,600	9,500
14年以上 15年未満	414,800	368,800	308,600	6,500
15年以上 16年未満	414,800	368,800	308,600	
16年以上 17年未満	410,400	364,800	305,300	
17年以上 18年未満	406,000	360,800	302,000	
18年以上 19年未満	401,600	356,800	298,700	
19年以上 20年未満	397,200	352,800	295,400	
20年以上 21年未満	392,800	348,800	292,100	
21年以上 22年未満	373,400	331,900	278,300	

22年以上 23年未満	353,600	314,700	264,300
23年以上 24年未満	334,300	298,000	250,800
24年以上 25年未満	314,900	281,100	236,900
25年以上 26年未満	295,400	264,200	223,200
26年以上 27年未満	272,700	243,400	205,600
27年以上 28年未満	250,500	223,000	188,500
28年以上 29年未満	228,100	202,600	171,200
29年以上 30年未満	205,300	181,800	153,600
30年以上 31年未満	180,500	159,900	135,600
31年以上 32年未満	155,600	138,000	117,300
32年以上 33年未満	131,000	116,300	99,400
33年以上 34年未満	92,900	84,400	73,400
34年以上 35年未満	57,600	54,600	49,100

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の五及び第三十三条の六第七項の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則（別表第一の二の改正規定及び別表第三の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は平成三十年四月一日から、次項の規定は同年十二月一日からそれぞれ適用する。
(平成三十年十二月期に支給する勤勉手当に関する特例)
- 3 条例第十七条の四第一項の規定に基づいて職員が平成三十年十二月に支給されることとなる勤勉手当に関する職員の給与の支給に関する規則第三十三條の六第七項第一号の規定の適用については、同号中「百分の百八十」とあるのは「百分の百九十」と、「百分の二百二十」とあるのは「百分の二百三十」とし、同項第二号の規定の適用については、「百分の八十五」とあるのは「百分の九十五」と、「百分の百五」とある

19の七の表1級の欄中	56	改め、同表4級の欄中	別表第二十九の六の表1級の欄中	37	32	別表第二十九の二の表1級の欄中	51	51	39
	58			38	33		52	51	39
	に、			に改め、別表第二十九の三の表1級の欄中			52	を	に、
	90			を				49	
	96	50		95				49	48
	102	52		98				49	48
	105	54	78	101				49	49
	を	56	80	104	24	11		49	49
	32	57	82	107	を	を		50	49
	に改める。	58	84	110				50	49
		59	を	113	25	10		50	49
		を	79	116	に、	に、		50	49
		49	82	121				50	50
		50	85	126	36	32		50	50
		51	85	131	37	32		51	50
		52	に改め、	に改め、	を	を		51	50
		54	に	109				51	50

附 則
(施行期日等)
1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成三十年四月一日から適用する。
(経過措置)

64	62	56	59	別表第七の一の表2級の欄中	54	54	55	56	57	57	58	58
を	62	56	59		54	55	56	57	57	58	58	58
63	62	57	60		55	56	57	57	58	58	58	58
63	63	57	60		55	56	57	57	58	58	58	58
	63	58	61		56	57	57	58	58	58	58	58
	を	58	61		56	57	57	58	58	58	58	58
	61	58	61		56	57	57	58	58	58	58	58
	61	59	61		56	57	57	58	58	58	58	58
	62	59	を		56	57	57	58	58	58	58	58
	62	60	53		56	57	57	58	58	58	58	58
	62	60	54		56	57	57	58	58	58	58	58
	62	60	54		56	57	57	58	58	58	58	58
58	62	に、	55		56	57	57	58	58	58	58	58
59	に、		55		56	57	57	58	58	58	58	58
60		62	55		56	57	57	58	58	58	58	58
61	63	62	55		56	57	57	58	58	58	58	58
61			55		56	57	57	58	58	58	58	58

2 平成三十年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員のうち、前項の規定の適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることのできる。
(採用給与課)

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年十二月二十五日

福島県人事委員会
委員長 笠 岡 善 裕

福島県人事委員会規則第三十三号
改正する規則
市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を
県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

64	62	56	59	別表第七の一の表2級の欄中	54	54	55	56	57	57	58	58
を	62	56	59		54	55	56	57	57	58	58	58
63	62	57	60		55	56	57	57	58	58	58	58
63	63	57	60		55	56	57	57	58	58	58	58
	63	58	61		56	57	57	58	58	58	58	58
	を	58	61		56	57	57	58	58	58	58	58
	61	58	61		56	57	57	58	58	58	58	58
	61	59	61		56	57	57	58	58	58	58	58
	62	59	を		56	57	57	58	58	58	58	58
	62	60	53		56	57	57	58	58	58	58	58
	62	60	54		56	57	57	58	58	58	58	58
	62	60	54		56	57	57	58	58	58	58	58
58	62	に、	55		56	57	57	58	58	58	58	58
59	に、		55		56	57	57	58	58	58	58	58
60		62	55		56	57	57	58	58	58	58	58
61	63	62	55		56	57	57	58	58	58	58	58
61			55		56	57	57	58	58	58	58	58

	62	61	-
	62	62	-
	63	62	-
	63	62	-
	63	63	-
	63	63	-
	64	64	-
	を	を	-
	57	57	-
	58	58	-
	58	58	-
	59	59	-
	59	59	-
	60	60	-
	60	60	-
	61	61	-
	61	61	-

別表第八の一の表1級の欄中
に改める。

を
95
98
101
104
107
110
113
116
121
126
131
に改め、別表第八の二の表1

級の欄中
81
82
83
84
87
90
93
を
82
84
86
88
90
92
94

に改める。

附 則
(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。
(経過措置)

2 平成三十年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(採用給与課)